

第12章 授業料・奨学金の分析

小林雅之（東京大学）

1. 国立大学授業料と大学独自奨学金の動向

2004年の国立大学の法人化によって、2005年3月に授業料標準額（53万5千8百円）が設定された。しかし、各国立大学は、運営費交付金の効率化係数による削減や授業料設定に関して明確な方針が出された2005年より以前の2004年の法人化に際して中期計画を策定した。このため、中期計画での授業料や大学独自奨学金に関する方針や目標は、こうした点を考慮していない。このような経緯から、現在各国立大学が授業料や大学独自奨学金に関して、どのような方針を立てているのか、現状を把握する必要がある。これが、本稿の第一の目的である。

2005年度には、授業料は標準額に対して、10%を限度として値上げは可能とされた。しかし、2005年度に標準額と異なる設定をしたのは、2研究科と6大学学部にとどまった。さらに、2007年度には、中期計画中（2009年度まで）は、授業料標準額を引き上げない代わりに、2008年度から値上げの上限は20%に引き上げられた。これによって、各大学学部・大学院の授業料やこれに関連する大学独自奨学金はいっそう分化するであろうか。この点を検討するために、アンケートの結果を見ていきたい。

最後に、運営費交付金が減額される状況下で、各国立大学は自己収入の増加に積極的に取り組むことが求められている。この点について、各大学の取り組みはいかなるものであろうか。これらの点に留意しながら、アンケート調査の結果を見ていきたい。

2. 授業料の設定について

中期計画における授業料に関しては、とくに具体的に設定している大学は少ない¹。しかし、授業料設定とりわけ標準額の値上げに関しては、国立大学側からは、反対意見が多く表明されている。たとえば、国立大学協会は、授業料標準額の値上げに一貫して反対してきた。2006年10月18日の相澤益男会長より伊吹文部科学大臣への緊急要請では、その理由として以下の5つをあげている。これらの理由は、授業料の設定や分化を考慮する際に参考になる論点を提供している。

1. 値上げの理由が明確ではなく、各国立大学法人は説明責任を果たせない。
経済情勢や私立大学授業料との均衡は理由にならない。教育費負担は過重。
2. 教育機会均等の確保が図れない。
各種の進路調査でも費用負担が進路決定に大きく影響している。社会的格差の固定化の恐れ。地域格差も深刻化させる恐れ。
3. 優秀な人材の確保に支障
4. 国立大学の経営判断を無視

5. 政府と国立大学の信頼関係を希薄化

国立大学の経営判断に関連して、授業料値上げは国立大学の経営努力を損なうという意見があるが国立大学協会の緊急要請は、この点にはふれていない。また、国立大学協会の緊急要請は、授業料の多様化に関しても、明確な見解を示していない。これらの点について、アンケートの結果を検討する。

2-1 授業料一律を保持するか、大学や学部、院で差を設けるか

アンケートでは授業料について、国立大学あるいは学部・大学院で一律か多様性をもたせるかについて、意見が分かれている。

2-1-1 一律の理由

1. 教育機会の均等、とりわけ地域間、学部間、負担の均等
2. 標準額があつた方がやりやすい
3. 国立大学の使命
4. 法人は歩調を合わせるべき、横並び
5. 財源が硬直化し、差は設けられない
6. 運営費交付金が先に決定され独自に決定できない
7. 標準額を大学が独自に設定できない
8. 値上げしてもその分が、運営費交付金が減少させられる

2-1-2 差を設ける理由

9. 授業料を安くできる（地方大学）
10. 運営費交付金との関係（削減）により、減らす
11. 学部ごとに決定するべき

以下アンケートでは、国立大学8類型と地域別（南関東・京阪神・その他）で大類型別の相違をみていく。なお、以下のクロス表では、サンプル数が少なく、大学類型が多いため、 χ^2 自乗検定の条件である各セルの期待度数が5以上を満たしていない場合がほとんどである。このため、検定結果はあくまで参考に過ぎないことに注意したい。

2-2 授業料設定について

授業料設定について、「現行通りでよい」が、61.5%と6割を占めるのに対して、「大学による裁量の余地を広げるべきだ」は、29.5%、「狭めるべきだ」が9.0%で、約3割の大学が大学による分化に向かう方針を支持しているとみられる。国立大学の中で、授業料設定について、合意は見られないと言えよう。

これを大学類型別にみると、表12-1のように、理工大学と教育大学では、現行の方法を支持している大学がそれぞれ約8割と約4分の3と多いのに対して、医総大学では現行通りの支持はちょうど半数と少なくなっている。これに対して、文科大学および旧帝大と医科大学では大学による裁量を広げるべきが、それぞれ4割と3分の1と多くなっている。逆に裁量の余地を狭めるという意見が多いのは、医総大

学と医無縫大学である。このように、裁量の余地を狭めるのがやや多いのは総合大学で、現行方式を支持する意見が多いのは、理工大学と教育大学という単科ないし複数の専門学部を持つ大学であることは共通の特徴と言える。しかし、理工大学と教育大学というまったく性格の異なる大学類型が現行方式の支持が高いことが注目される。このことは授業料の設定に関する大学の意見は、単に大学類型によって規定されておらず、他の要因があることを示唆している。いずれにせよ、大学によって授業料設定方式に対する意見は差異が見られ、大学による分化が生じる可能性を示している。なお、地域別には差はない。

表 12-1 現行の授業料設定方式に対する意見

							%	
	旧帝	教育	理工	文科	医科	医総	医無 縫	合計
現行の設定方式でよい	66.7	75.0	81.8	60.0	66.7	50.0	60.0	62.7
大学による裁量の余地を広げるべきだ	33.3	25.0	18.2	40.0	33.3	28.6	30.0	28.0
大学による裁量の余地を狭めるべきだ						21.4	10.0	9.3

P>0.1, N=75

3. 授業料の減免

授業料の減免についても、以前は財務省の基準（授業料収入の 5.8%）と上限が設定されていたが、法人化によって各国立大学法人の裁量に委ねられることとなった²。しかし、先にみた運営費交付金の減額から、授業料減免を増加させることは、各大学にとって、収入の減少を意味するので、困難になっていると考えられる。自由記述でも、「授業料減免 5.8% = 運営費交付金の 10%」にあたるため、大幅に増額することが困難との指摘があった。この比率は授業料収入が収入全体に占める割合によって変化するため、授業料収入の収入全体に占める割合の高い大学では、大きな負担になっており、増額が困難なことを示している。

まず学部の授業料減免の方針についてみると全体の約 3 分の 1 (32.5%) が、変更したとしており、変更を予定している大学の 11.3% を加えると、全体の 4 割以上が変更するとしている。これに対して、従来通りは 56.3% となっている。このように授業料減免の方針は、国立大学では大きく 2 分されている。

表 12-2 授業料減免方針

	旧帝	教育	理工	文科	医科	医総	医無 総	%
	旧帝	教育	理工	文科	医科	医総	医無 総	合計
変更した	42.9	41.7			33.3	40.0	50.0	32.5
変更を予定している			16.7	16.7		16.7	10.0	11.3
従来通り	57.1	58.3	83.3	83.3	66.7	43.3	40.0	56.3

P>0.1, N=80

これを大学類型別にみると、表 12-2 のように、変更した大学が多いのは、医無総大学 50. 0%、旧帝大 42.9%、教育大学 41.7%、医総大学 4割となっている。これに対して、従来通りが多いのは、理工大学と文科大学でともに 83.3%、次いで医科大学の 3 分の 2 で、単科大学に多くなっている。しかし、同じ単科大学でも教育大学では従来通りは 58.3% とやや少なくなっている。このように、単科大学で従来通りが多いという特徴が見られるが、その理由はわからない。

次に、学部の授業料減免の増減の方針についてみると、全体の約 3 分の 1 (32.4%) が、減免の総額を増やす方針で、減らす方針は 2 大学 (2.9%) にすぎない。従来通りが約 3 分の 2 となっている。

これを大学類型別にみると、表 12-3 のように、理工大学はすべての大学で増やす方針であるのに対して、文科大学と医科大学はすべての大学で従来通りと対照的である。旧帝大と医無総大学は 3 分の 2 が増やす方針となっている。減らす方針が相対的に多いのは、医総大学である。これもなぜこのように分化しているか理由はわからないが、大学別に減免の方針が分化していることは確認できる。

表 12-3 授業料減免（学部）

	旧帝	教育	理工	文科	医科	医総	医無 総	%
	旧帝	教育	理工	文科	医科	医総	医無 総	合計
増やす方針	66.7	20.0	100.0			17.6	66.7	32.4
減免の総額	従来通り	33.3	80.0		100.0	100.0	76.5	33.3
	減らす方針						5.9	2.9
	増やす方針	33.3						2.9
1人当たり減免額	従来通り	33.3	60.0	100.0	100.0	100.0	76.5	66.7
	減らす方針	33.3	40.0				23.5	33.3
	増やす方針	66.7	80.0	100.0			52.9	66.7
減免の人数	従来通り	33.3	20.0		100.0	100.0	35.3	33.3
	減らす方針						11.8	5.9

P>0.1, N=34

授業料減免の方法について、減免の総額は同じでも、1人当たり減免額と減免対象者数は、両者の積が減免総額であるから、大学の裁量によって変更することがで

きる。この点をみると、表 12-3 のように、国立大学全体としては、1 人当たり減免額を減らして、減免対象者数を増やそうとしている傾向がみられる。1 人当たり減免額を増やす方針をとっているのは 2 校 (2.9%) に過ぎず、減らす方針は 26.5% と約 4 分の 1 となっている。

大学類型別に見ると、表 12-3 のように、1 人当たり減免額を増やす方針は旧帝大の 2 校のみで、減らす方針をとる大学は教育大学、医総大学、医無総大学でみられる。表から旧帝大、教育大学、医総大学、医無大では、1 人当たり減免額を減らして、対象者数を増やすなど、限られた財源の中で、工夫していると見られる。

なお、表 12-4 のように、ひとりあたりの減免額では大都市圏の大学で増やす方針である大学が多い。これに対して、減らす方針の大学はいずれも地方で、財政力の相違も関連していると見られる。

表 12-4 地域別授業料減免の方針（学部）

	南関東	関西	地方	合計	%
増やす方針	66.7		32.1	32.4	
従来通り	33.3	100.0	64.3	64.7	
減らす方針			3.6	2.9	

P<0.01, N=34

表 12-5 のように、授業料の 1 人当たり減免額を減らす方針をとる大学はすべて減免の人数を増やそうとしている。このように、多くの大学では、限られた財政制約のなかで、総額は減らしたり現状のままで、ひとりあたりの減免額を減らして、多くの学生に減免措置をとれるようにするなど、運営上の工夫をしていると見られる。この点に関して、自由意見では、授業料減免を全額と半額からより柔軟にしたいと、具体的措置を取ろうとしている大学があることが注目される。

表 12-5 授業料減免（1 人当たり減免額と減免の人数）

	減免の人数				%
	増やす方針	従来通り	減らす方針	合計	
一人当たりの減免額	増やす方針		100.0	100.0	
	従来通り	45.8	45.8	8.3	100.0
	減らす方針	100.0		100.0	
合計		58.8	35.3	5.9	100.0

P<0.05, N=34

次に、授業料減免の基準について、国立大学全体では経済状況を重視が 44.1% と

最も多い。これは、法人化以前と同じ基準である。しかし、学力を重視が17.6%と約6分の1、また、同程度に重視が38.2%と、合わせて過半数の大学が学力も基準としていることは法人化後の国立大学の新しい傾向と言えよう。

表 12-6 授業料減免の基準（学部）

	旧帝	教育	理工	文科	医科	医総	医無 総	%
								合計
学力を重視		20.0		100.0		17.6	16.7	17.6
経済状況を重視	66.7	60.0			100.0	41.2	33.3	44.1
同程度に重視	33.3	20.0	100.0			41.2	50.0	38.2

P<0.1, N=34

大学類型別に見ると、表12-6のように、経済力を重視しているのは、すべての医科大学、3分の2の旧帝大、6割の教育大学で、学力を重視しているのはすべての文科大学、同程度に重視しているのはすべての理工大学となっている。大学類型によって、授業料減免の基準に大きな相違があることが注目される。このことは、国立大学の学生支援の方針がニードベースからメリットベース基準へ移行していることを示すとともに、大学によって分化していることを示している。

なお、地域別では表12-7のように、地方の大学でやや学力を重視している点が注目される。ただし、地方の大学では、経済状況を重視する大学も多く、分化していると見られる。

表 12-7 地域別授業料減免の基準

授業料減免方 針(学部)：減免 の基準	region			合計
	南関東	関西	地方	
学力を重視	33.3%	17.9%	17.6%	
経済状況を重 視		53.6%	44.1%	
同程度に重視	100.0%	66.7%	28.6%	38.2%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

P<0.1, N=34

大学院の授業料減免については、学部とほぼ同じような傾向を示しているので、特に学部と異なる特徴のみ検討する。授業料減免の総額について、学部は増やす方針で大学院では減らす方針をとる大学が1校、逆に学部は減らす方針で大学院は増やす方針の大学が1校ある他は、増やす方針と従来通りは学部大学院とも共通である。

しかし、大学院の授業料減免の基準は経済状況を重視が51.5%と学部の45.5%よりや

や多い。学力重視はともに約15%である。先に学部の授業料減免の基準としてニードベースからメリットベースをとる大学が増加したことをみたが、大学院に関しては、依然としてニードベース基準を取る大学が過半数となっており、学部とは異なっていることが注目される。なお、大学院について、地方の大学で学力を重視しているのにに対して、首都圏の大学は学力重視ではない点は学部と同様である（表は省略）。

また、進学・留学のための奨学金情報 (<http://syougakukinn.jyouhou-aaa.com/>) によって、授業料徴収の猶予や分納制度をみると、猶予は多くの大学で実施されているが、分納を実施している大学は多くない³。また、大学類型や地域によって、大きな差はみられない。これを見ても猶予は、各大学の独自の判断によるとみられる。また、分納についてもいくつかの大学が実施しているのみであるが、猶予や分納は、財政的負担が大きくななく実施できる方策と考えられ、より多くの大学での導入が検討されてもいい。

4. 大学独自奨学金

国立大学の最も重要な理念のひとつは、高等教育機会の提供にあり、授業料設定もこの理念と関連していることは先にみてきた。さらに、奨学金はよりこの教育機会の均等と密接に関連している。奨学金のなかでも、大学が主体となって、個々の大学が独自に創設した奨学金を大学独自奨学金という。こうした奨学金は国立大学では制度的には全大学に関する共通のものは、法人化以前にはみられなかった。しかし、国立大学でも同窓会・後援会・教官有志などが創設した奨学金があり、これらは大学独自奨学金とみることができる。さらに、法人化後には、こうした大学独自奨学金を自由に創設することができるようになり、授業料設定と並んで、大学財政の重要な要因となっている。

大学独自奨学金について、「法人化以前からある」が、17.5%、「法人化後に新設」が 15.0%と制度として有している大学が約 3 分の 1 に上っていることが注目される。また、新制を予定している大学も 37.5%と 3 分の 1 強に上っている。これに対して、3割が新設の予定はないとしている。しかし、3 分の 2 以上の大学が運営費交付金の減少の状況下でも大学独自奨学金の充実に向けて経営努力をしている姿勢がうかがえる。

これを大学類型別にみると、表 12-8 のように、学部について、大学独自奨学金が多いのは、文科大学で 3 分の 2 が法人化以前から持っている。これに次ぐのは医総大学と理工大学で、それ以外の大学では 1 割以下と少ない。新設予定を加えても、地域総合大学や地域単科大学では 2 割以下と少なくなっている。旧帝大や医科大学では法人化以前には大学独自奨学金は創設されていない。逆に、教育大学や医総大学や文科大学では、新設予定がない大学も 3 割以上にのぼっている。自由記述では、「大学独自の奨学金について設けることとしているが、現段階で予算的目途が立たないため、具体的な検討に至っていない。」と、ここにも財政上の制約の多い、収入に授業料収入の占める割合の高い大学の状況が映し出されている。

表 12-8 大学独自奨学金

	旧帝	教育	理工	文科	医科	医総	医無 総	% 合計
法人化以前からある		8.3	27.3	66.7		6.9	30.0	16.9
法人化後に新設	33.3		9.1		33.3	13.8	40.0	15.6
新設を予定	50.0	50.0	45.5		66.7	41.4	20.0	39.0
新設する予定はない	16.7	41.7	18.2	33.3		37.9	10.0	28.6

P<0.05, N=77

地域別に見ても、表 12-9 のように、法人化以前からあるのは、南関東の大学に多く、地方では少ない。

表 12-9 大学独自奨学金（地域別）

	南関東	関西	地方	%
法人化以前からある	54.5	11.1	10.5	16.9
法人化後に新設		11.1	19.3	15.6
新設を予定	36.4	44.4	38.6	39.0
新設する予定はない	9.1	33.3	31.6	28.6

P<0.05, N=77

大学独自奨学金の具体的な例としては中期計画をみると、以下のようなものがあげられる。

- ・優秀な学生に対する奨学金制度の充実（東京大学）
- ・大学院生 研究成果又は研究論文優秀者に対する表彰又は奨学金給付制度の具体化を図る（小樽商科大学）
- ・各種奨学金制度の紹介を行うなど、経済的支援を検討し、充実を図る（宮城教育大学）
- ・奨学金制度及び学費免除制度の有効活用のため、対象者決定方法を見直す（金沢大学）

さらに、自由記述では、大学独自奨学金のための基金設立に言及している大学があることが注目される。

表 12-10 のように、大学独自奨学金の総額を増やす方針は、理工大学、医総大学、旧帝大に多く見られ、授業料減免の方針と同じ大学が多い。また、1人当たり奨学金額では、教育大学ではすべて減らす方針であるのに対して、医総大学と理工大学

では増やす方針をとる大学もある。さらに、給付の人数については、増やす方針をとる大学が多く、従来通りというのは、文科大学と医科大学となっている。ここでも、人数に関して、積極的で、1人当たり給付額を減らしても人数を増やそうとする方針をとる大学が多いことを示している。

表 12-10 大学独自奨学金の方針（学部）

		旧帝大	教育大	理工大	文科大	医科大	医総大	医無総大	合計	%
総額	増やす方針	33.3		60.0			55.6		30.0	
	従来通り	66.7	100.0	40.0	100.0	100.0	44.4	100.0	70.0	
	増やす方針			20.0			40.0		16.1	
1人当たり給付額	従来通り	100.0		80.0	100.0	100.0	60.0	100.0	80.6	
	減らす方針		100.0						3.2	
給付の人数	増やす方針	33.3	100.0	60.0			55.6	16.7	36.7	
	従来通り	66.7		40.0	100.0	100.0	44.4	83.3	63.3	

1人当たり給付額 P<0.01, 他は P>0.1, N=30

表 12-11 のように、地方では大学独自奨学金を創設している大学は少ないが、設置しているあるいは新設予定の大学では、学部・大学院とも総額・人数・1人当たり給付額ともに増やそうとしていることが注目される。

表 12-11 大学独自奨学金（学部）（地域別）

	南関東	関西	地方	%
総額	増やす方針		42.9	30.0
	従来通り	100.0	100.0	57.1
	増やす方針		22.7	16.1
1人当たり給付額	従来通り	100.0	100.0	72.7
	減らす方針		4.5	3.2
給付の人数	増やす方針	20.0		47.6
	従来通り	80.0	100.0	52.4
				63.3

総額のみ P<0.05, 他はP>0.1, N=30

大学独自奨学金の学部の受給基準では、表 12-12 のように医科大学や旧帝大では学力を重視している。これは授業料減免方針では経済力重視であることとは異なっていることが注目される。これに対して、経済力を重視しているのは文科大学である。

表 12-12 大学独自奨学金の受給基準（学部）

	旧帝	教育	理工	文科	医科	医総	医無 総	% 合計
学力を重視	80.0	50.0	33.3	25.0	100.0	53.3	57.1	53.5
経済状況を重視	20.0		33.3	75.0		20.0	28.6	25.6
同程度に重視		50.0	33.3			26.7	14.3	20.9

P>0.1, N=43

大学院の受給基準については、表 12-13 のように「学力を重視」が 54.5%と過半数を占めているのに対して、「経済力を重視」が 15.9%、「同程度」が 29.5%と、学部に比べて、「経済状況を重視」が少なくなっている、学部以上にメリットベースになっている。

このように、各国立大学は、授業料減免と大学独自奨学金について、共通の基準を設定している場合が多い。しかし、一部の国立大学では異なる方針と受給基準をとっている。また、学部と大学院でも同じ基準をとっている大学がほとんどであるけれども、一部では異なる基準を採用している大学もある。これらのこととは、国立大学が授業料減免と大学独自奨学金に関して、次第に方針が多様化してきていることを示していると言えよう。

表 12-13 大学独自奨学金の受給基準（院）

	旧帝	教育	理工	文科	医科	医総	医無 総	% 合計
学力を重視	66.7		62.5	50.0	50.0	61.5	57.1	54.5
経済状況を重視	16.7			50.0		23.1	14.3	15.9
同程度に重視	16.7	100.0	37.5		50.0	15.4	28.6	29.5

P>0.1, N=44

5. 受験料・授業料增收のための取り組み

授業料収入增收のための試みは実施している大学は全体の 46.4%と半数に近くなっている。しかし、授業料収入增收のための試みには大学類型による差はない。わずかに差がみられるのは、表 12-14 のように、旧帝大では受験料収入の增收のための特別の取り組みに消極的な点くらいである。

表 12-14 受験料增收のための取り組み

	旧帝大	教育大	理工大	文科大	医科大	医総大	医無総大	% 合計
している		50.0	58.3	66.7	66.7	61.3	80.0	56.8
していない	100.0	50.0	41.7	33.3	33.3	38.7	20.0	43.2

P<0.1, N=81

具体的な取り組みの例は以下の通りである。

- ・地銀と提携して教育ローン
- ・授業料の口座引き落とし
- ・半期ごとの納入（もっと分割できないか？）
- ・定員充足に努める
- ・休退学防止に努める
- ・学部ごとの目標設定（志願率、入学者確保）
- ・受験生確保のため（東京に入試会場）

6. 地見とインプリケーション

現在のところ、日本の国立大学ではアメリカの大学で広範に普及している高授業料・高奨学金政策への移行はみられないとみられる。これは授業料の値上げ上限が10パーセントに設定されているという制度上の制約のためでもある。20パーセントまで値上げ可能となったといっても、授業料設定に関して近い将来に大きな分化が起こる可能性は小さいとみられる。

しかし、アンケートの結果から、国立大学の授業料設定や授業料減免さらに大学独自奨学金に関して、次第に分化の方向が現れていることも確かである。今後、授業料減免や大学独自奨学金に関して、財政的な制約によって、さらに分化していくかどうかは今回のアンケートの結果からは明確にすることはできない。しかし、アンケートの自由回答からは、運営費交付金と授業料収入の関係が授業料や大学独自奨学金の設定に関して、重要な問題となっていることがうかがえた。たとえば、授業料収入の収入全体に占める割合の高い大学ほど、授業料値上げや授業料減免の影響は大きく、運営費交付金との関連も強くなるとみられる。この点については、本報告書の吉田、島論文でも追求されているが、今後より検討していく必要があろう。さらに、運営費交付金の減額が現在の年1パーセントからさらに大きくなれば、大学による財政力の分化はさらに進行する可能性が高い。これに伴い、授業料設定も分化する可能性もある。大学独自奨学金についても大学による差が生じる可能性がある。

しかし、アンケートの結果が示したのは、こうした財政上の制約だけでなく、大学の運営上の工夫などにより、大学間で多様化していく可能性があることである。ことに、財政的な制約を受けない1人あたりの減免額（給付額）や受給人数、受給

基準は多様化していく可能性がある。

こうした点を検討するためには、授業料・大学独自奨学金の設定と国立大学の財政指標（たとえば授業料収入の割合）との関連をさらに分析する必要がある。今回はこの点について、検討を行うことができなかった。今後の課題としたい。

＜注＞

- 1 いくつかの中期計画で授業料に関する記述を見ることができる。たとえば、「授業料等学生納付金については、その妥当な額を設定する。授業料、病院の療養費等の債権管理及び未収金の回収を適切に進める」（東京大学）しかし、「特記無し」（富山大学・小樽商科大学など）も少なくない。
- 2 各国立大学は、約1割を上限としている。申請者は全学生 576, 724 人の1割弱の 52, 333 人で、このうち 87% が許可されたが、6, 720 名は許可されなかった。また、文部科学省では、2007 年度の再チャレンジ政策の一環として、増額を予定している。（朝日新聞及び読売新聞 2006 年 10 月 31 日）。
- 3 これらは、入学金と授業料に分けて記述している大学もある。また、この記述は正確でない可能性がある。たとえば、授業料納入の猶予について、記述がなくても、特別の場合、猶予される場合もありえる。